

生活福祉調整課

令和5年度港区住民税非課税世帯等生活支援給付金の実施について

区は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「地方創生臨時交付金」という。）」を活用し、住民税非課税世帯等に対する臨時的な給付金として、住民税非課税世帯等生活支援給付金（以下「生活支援給付金」という。）を支給します。

1 事業概要

(1) 給付額

対象世帯に対し、世帯員1人当たり3万円

(2) 給付対象

ア 基準日（令和5年6月1日）において世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯（生活保護受給世帯を含む。）

イ 予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯（以下「家計急変世帯」という。）

(3) 対象人数(想定)

約43,400人

(4) 事業規模

1,460,177千円

〔事業費 1,301,520千円

〕事務費 158,657千円

(5) 特定財源

地方創生臨時交付金（事業費及び事務費の一部）

2 給付方法

(1) 世帯主分の給付(1世帯3万円)

令和4年度に実施した価格高騰緊急支援給付金を受給した住民税非課税世帯については、区から支給通知書を送付し、振込口座の変更若しくは辞退がなければ価格高騰緊急支援給付金を受給した口座に振り込みます。

それ以外の住民税非課税世帯については、区から確認書を送付し、返送を受けた上で、指定口座に振り込みます。

家計急変世帯については、広く周知し、申請書を受付後、指定口座に振り込みます。

(2) 世帯員分の給付(世帯主以外の世帯員×3万円)

世帯主への給付の受付を完了した後、世帯主以外の世帯員がいる世帯に対しては、区から支給通知書を送付し、振込口座の変更若しくは辞退がなければ、世帯主へ給付した口座に振り込みます。

3 今後のスケジュール(予定)

令和5年6月1日	広報みなと及び区ホームページ掲載
6月中旬	支給通知書及び確認書送付、家計急変世帯受付開始
7月中旬	世帯主分の給付金振込開始
9月30日	確認書及び申請書受付期限
10月中旬	世帯員分の支給通知書送付
11月上旬	世帯員分の給付金振込